

アメリカ合衆国の日本産キク切り花の輸入に係る検疫条件の概要

1 検疫対象のキク切り花

アメリカ合衆国（以下「米国」という。）輸入検疫令（7CFR PART-319.74）にキク白さび病の宿主植物として記載されている種の切り花

2 主な検疫対象病害虫

- ・キク白さび病（Chrysanthemum white rust）
- ・ハモグリバエ科（Agromyzidae）

3 栽培園地の登録

栽培園地は、植物防疫所において登録され、米国植物防疫機関に提出されること。

4 栽培地検査の実施

登録栽培園地における、植物防疫所による栽培期間中の検査の結果、キク白さび病の発生が確認されないこと。また、必要に応じて、米国植物防疫機関による栽培園地の査察が行われる。

5 輸出検査の実施

植物防疫所による輸出検査の結果、キク切り花にキク白さび病やハモグリバエ科などの病害虫の付着がないこと。

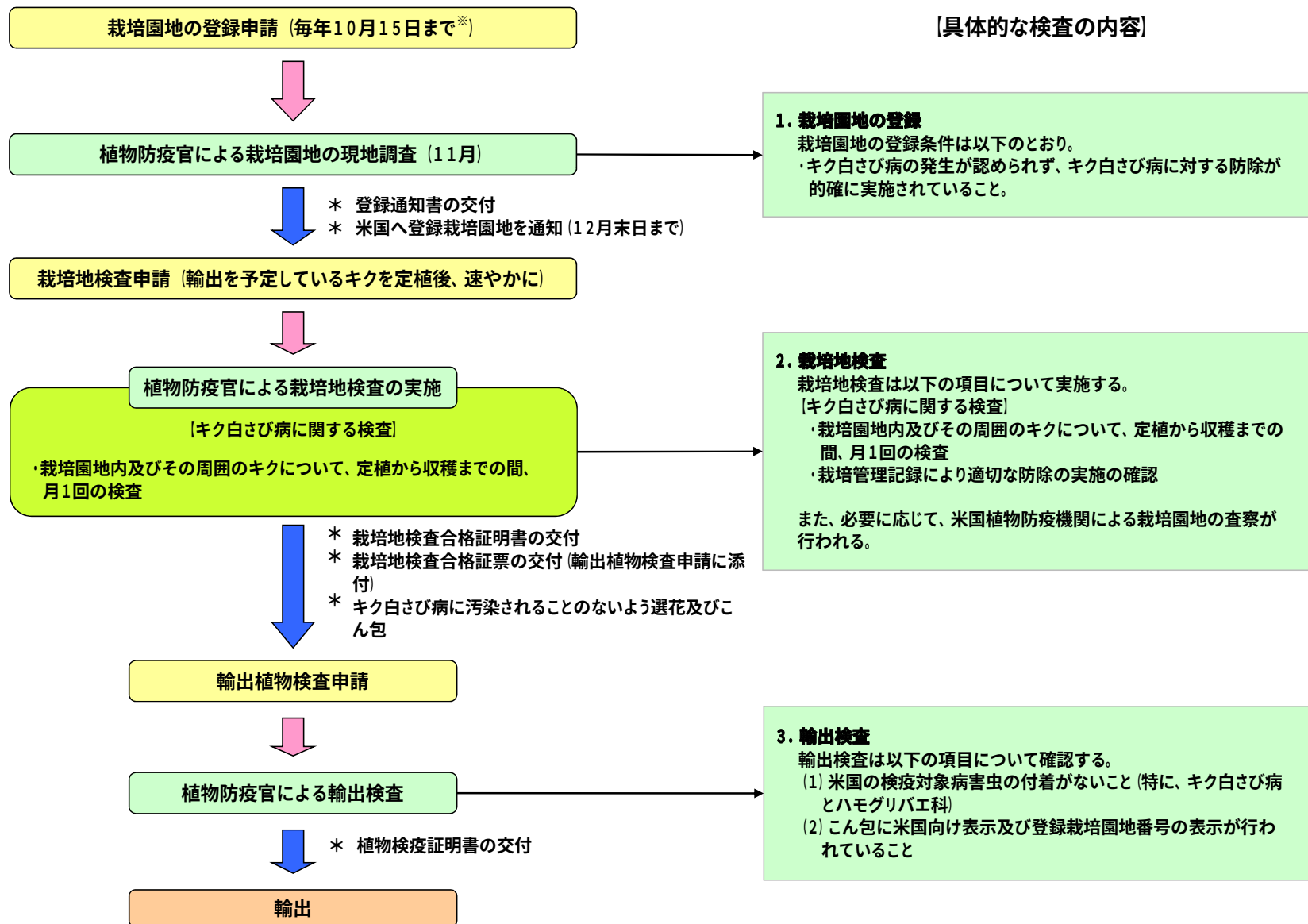
6 植物検疫証明書の添付とこん包の表示

輸出されるキク切り花には、植物防疫所が発行する植物検疫証明書が添付され、そのこん包には「米国向け」及び「登録された栽培園地の番号」が表示されること。

7 米国での輸入検査の実施

米国の輸入検査でキク白さび病が発見された場合、再発防止について日米の植物防疫機関が合意するまでの間、当該キク切り花を生産した栽培園地から米国へのキク切り花の輸入は禁止される。

アメリカ合衆国向けキク切り花の輸出フローチャート



※ 10月16日以降、栽培園地の登録の希望がある場合には、その都度、植物防疫所に申請。